

特定一般教育訓練給付制度による 運転免許取得講座を実施しております。

訓練経費の最大50%が支給されます。

① 教育訓練経費の40%(上限20万円まで)が訓練終了後に支給されます。

※ 講座の受講開始1カ月前までに訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

※ 給付金支給には、雇用保険の支給要件、所持免許等の条件があります。

(税込 円)

教育訓練講座の名称	訓練期間	総訓練時間	教育訓練費	その他経費	合計	仮免手数料 (非課税)	総合計
準中型免許取得講座 (免許なし)	1ヶ月	58 時間	381,590	16,500	398,090	2,850	400,940
		教習時限 69 時限					
大型免許(中型8t所持) フォークリフト(C) 取得講座	1ヶ月	49 時間	288,750	22,330	311,080	2,850	313,930
		教習時限 52 時限					
大型免許(準中型5t所持) フォークリフト(C) 取得講座	1ヶ月	55 時間	348,920	22,330	371,250	2,850	374,100
		教習時限 59 時限					

② 上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練終了後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練費の10%(上限5万円)が申請することにより追加で支給されます。